



＊ホームページでも情報発信

下都賀教育事務所ふれあい学習課

Q 検索



【発行】 下都賀教育事務所ふれあい学習課
【TEL】 0282-23-3422
【E-mail】 shimotsuga-fureai

@pref.tochigi.lg.jp

下都賀教育事務所ふれあい学習情報紙 第165号【令和6年10月号】

下都賀地区家庭教育支援プログラム指導者フォローアップ研修

8月8日(木)下野市石橋公民館にて下都賀地区家庭教育支援プログラム指導者フォローアップ研修(下都賀地区家庭教育支援者及び家庭教育支援行政担当者研修会)を開催しました。

今年度は、「親子の共同体験」をテーマとし、まず事務局から親子の共同体験、親子参加型プログラムを家庭教育支援関係者が実施する意義について説明をしました。その後、研修①では、壬生町家庭教育支援チームの皆さんを講師として、親子参加型プログラム「親子でふれあい スマイルミッション」を体験し、研修②では、グループごとに親子参加型プログラムを組み立てるワークをしました。

親子が心を通わせながら行う共同体験のような親子と一緒に笑顔でいられる時間は、親としての幸せを実感できる時間であり、子どもにとっても心地のよい時間であることを、家庭教育支援関係者が、再確認できる機会となりました。(右上二次元コードをアクセスしていただくと、研修で紹介したプログラム集「Smile Restaurant」が掲載されています。御活用ください。)

《参加者の感想》

- ・今後必要となる内容であり、取組の参考になりました。
- ・とても新鮮でした。近年、特にコロナ以降、親子がふれあう内容の企画がなくなっていたので、今後の参考にしたいと思いました。



第2回下都賀地区ふれあい学習推進会議

9月5日(木)下都賀庁舎にて、下都賀地区ふれあい学習推進会議を開催しました。

本会議のテーマは、「障害のある人もない人も共に学ぶ機会の実現」です。2月に開催する『ふれあい学習ネットワーク』において、「障害のある人もない人も共に学ぶ体験交流会」を実施し、今後の様々な活動につながる汎用性のある連携の在り方を提案できるよう、話し合いを進めています。前回の会議では、障害者のニーズを3つのカテゴリーに分け、それに応えるための学習機会について考えました。第2回の前半では、3つのグループごとに、どんな体験学習ができるか計画を立てました。計画の内容には、活動の内容、クリアすべき課題、連携先、準備物、予算等を盛り込み、具体的な実施に向けたプログラムを話し合いました。会議の後半には、他のグループが考えたプログラムについて、活動がより良くなるように意見を出し合いました。

12月に開催する第3回の会議では、実際の活動に向けた計画や、広報の仕方について話し合う予定です。



～地域をつなぐふれあい学習～

壬生町
生涯学習課

「家庭教育支援をアウトリーチしています!」



壬生町では、家庭教育支援チームが各学校に出向き、子育てを頑張る保護者に笑顔を届けるための講座を行っています。支援チームの実施する講座は、下の写真のように、子どもだけでなく、大人の笑顔もあふれています。笑顔は幸せを実感できる唯一無二のサインです。ここでは、親子が見つめ合える時間が生まれています。保護者に寄り添い、子どもの声に耳を傾け、参加者同士をつなげていく温かい講座です。

支援チームは、講座後に振り返りを行い、よりよい講座になるように改善しています。支援チームの方に「講座を行うために必要なことは何ですか?」と聞くと、「保護者はいつも子どものために一生懸命なのだから、一緒に楽しむことができたなら最高じゃない!まずは自分が楽しむことよ!」と明るく答えてくれました。温かい支援が広く届くといいなと願っています。



小山市
福祉総務課

「小山市障がい者作品展示会」



9月9日(月)～13日(金)に、小山市生産活動協議会主催で、小山市障がい者作品展示会が開催されました。会場を道の駅思川から小山市役所1階多目的スペースに移しての開催は、今年度で2回目となりました。小山市生産活動協議会に加入している、市内11福祉事業所の事業所紹介と利用者の方の作品などが展示されました。

各事業所が展示会に向けて展示物の制作を進め、展示方法にも工夫を凝らしていました。展示期間には、来庁された方や展示物を制作した事業所の利用者の方など、多くの方が訪れていました。

展示会後の小山市生産活動協議会での振り返りでは、事業所の利用者の方から「展示された作品を見ることで、制作の励みになる」という声が聞かれ、大変有意義な機会となりました。



人権週間に向けて

1948年12月10日、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められ、人権デーを最終日とする1週間12月4～10日を「人権週間」と定め、1949年から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

栃木県では、『人権教育推進の手引』を作成し、県教育委員会の人権に対する基本的な考え方や今年度の主要事業、参考となる資料などを示しています。また、下都賀地区視聴覚ライブラリー(栃木図書館内 ☎0282-22-3542)では、人権に関する映像資料を下都賀管内には無料で貸し出しています。授業や研修等で是非、御活用ください。



栃木県 人権教育の手引

Q 検索

「ふれあい学習」は、子どもを核とした幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を指します。ふれあい学習を通して、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの「生きる力」を育むとともに、家庭と地域の教育力の向上を目指します。